

## 「特定複合観光施設区域整備法案」（いわゆる「カジノ解禁実施法案」）に反対する会長声明

2018年（平成30年）6月19日に、特定複合観光施設区域整備法案（いわゆるカジノ解禁実施法案）が衆議院で可決された。

当会は2015年（平成27年）8月4日付会長声明にて、カジノ解禁推進法案の廃止を求め、カジノ解禁に反対をしてきた。

カジノ解禁実施法案には、カジノによる経済効果への疑問、暴力団・マネーロンダリング対策上の問題点、青少年の健全育成への悪影響等の問題点があり、とりわけ、ギャンブル依存症・多重債務者の拡大の恐れが強く懸念される。

ギャンブル依存症は、完治することや、罹患していることを自覚することが難しい病気と言われており、ギャンブル依存症に起因して、家族崩壊、自殺等、人生そのものの破滅を招く危険性もある。

今後、射幸性の高いカジノの解禁がなされれば、ギャンブル依存症患者、多重債務者が増加することは容易に予測される場所である。

カジノ解禁実施法案によれば、ギャンブル依存症対策として、入場回数の制限や入場料の徴収が定められている。しかし、定められた入場制限は7日間に3回、28日間に10日までとされており、7日間で3回もカジノ施設に入場していれば、それはもはやギャンブルに依存している状況と言わざるを得ない。入場料についても、合計6000円とされており、ギャンブル施設への入場を抑止する効果がある金額とは考え難い。

さらに、カジノ解禁実施法案によれば、事業者から、一定の預託金を納めた顧客に対する貸し付けを行う特定資金貸付業務が認められており、掛け金を事業者からの借り入れにより賄うことが可能となる。しかも、かかる特定資金貸付業務では、年収の3分の1を超える貸し付けを禁止する貸金業法の規制が及ばないとされており、ギャンブル依存症の助長に繋がる危険性が極めて高い。

以上のとおり、カジノの解禁には多数の問題点を有しており、特にギャンブル依存症・多重債務者の増加が強く懸念されるにも拘らず、カジノ解禁実施法案によれば、その危険性が全く抑止されていない。

よって、当会は、カジノ解禁実施法案に強く反対の意見を表明し、その廃案を求めるものである。

2018年（平成30年）7月11日  
茨城県弁護士会 会長 星野学